

令和6年度東条川二期農業水利事業
米田分土工他改修工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
東条川二期農業水利事業所

項 目	内 容	備考
第1章 総則	令和6年度 東条川二期農業水利事業 米田分土工他改修工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」 https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営東条川二期土地改良事業計画に基づき、米田分土工、安政池・嬉野分土工の改修を行うものである。	
2. 工事場所	兵庫県加東市上久米及び松沢地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 (1) 1号幹線水路 米田分土工 1) 改築工 1式 2) 撤去工 1式 3) 仮設工 1式 (2) 2号幹線水路 安政池・嬉野分土工 1) 改築工 1式 2) 撤去工 1式 3) 仮設工 1式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期：令和7年9月29日から令和8年3月27日まで （余裕期間：契約締結の日から令和7年9月28日まで） ※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等、月当たり12日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。	
2. 工程制限	米田分土工は仮廻し水路・仮締切の施工後、安政池・嬉野分土工は用水供給設備設置後でなければ、既設構造物の撤去作業に着手できない。また、第4章(9)の関連工事により、電気・機械設備の据付のため、工程調整に協力しなければならない。なお、詳細は監督職員から指示する。	
3. 寒中コンクリート	1) 本工事におけるコンクリート工事で冬期期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。	

項 目	内 容		備考																										
第4章 現場条件	2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和7年12月28日～令和8年2月18日である。																												
	3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。																												
	1. 土質及び地質	本工事の施工場所の地質は、砂質土を想定している。																											
	2. 第三者に対する措置																												
	(1) 騒音、振動対策	騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。構造物の取壊しは、低騒音・低振動の機種を使用するものとし、振動騒音対策として次の施工を行うものとする。 なお、第三者との協議において防音壁の設置等、対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動調査を変更追加することがある。																											
(2) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。																												
	<table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th><th>備考</th></tr><tr><td>県道17号 (米田分水土工ヤード入口)</td><td>1人/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>工事資材等搬入搬出時</td></tr><tr><td>安政池・嬉野分水土工ヤード入口</td><td>1人/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>工事資材等搬入搬出時</td></tr><tr><td>加東市道1114号線～ 県道17号 (上久米除塵機ヤード入口)</td><td>2人/日</td><td>2名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>工事資材等搬入搬出時</td></tr></table>			配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考	県道17号 (米田分水土工ヤード入口)	1人/日	1名	昼間	無	工事資材等搬入搬出時	安政池・嬉野分水土工ヤード入口	1人/日	1名	昼間	無	工事資材等搬入搬出時	加東市道1114号線～ 県道17号 (上久米除塵機ヤード入口)	2人/日	2名	昼間	無	工事資材等搬入搬出時		
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考																								
県道17号 (米田分水土工ヤード入口)	1人/日	1名	昼間	無	工事資材等搬入搬出時																								
安政池・嬉野分水土工ヤード入口	1人/日	1名	昼間	無	工事資材等搬入搬出時																								
加東市道1114号線～ 県道17号 (上久米除塵機ヤード入口)	2人/日	2名	昼間	無	工事資材等搬入搬出時																								
(3) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。																												
(4) 交通対策	1) 工事施工、資材搬入等で使用される道路等については、一般交通の通行に支障をきたさぬよう工事用車両の運行には十分な注意を払わなければならない。また、工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事を指示することがある。このため、頻繁に工事用車両の通行する工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は現況復旧を行うこととする。 ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																												
(5) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、現地状況等により、対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																												

項 目	内 容	備考																								
	とする。																									
(6) 境界対策	本工事周辺の道路、水路等と隣接する箇所は、既存施設に損害を与えないように十分に注意するとともに、隣接地権者及び関係者とトラブルが生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。																									
(7) 営農対策	工事の施工にあたり、隣接農地における営農及び営農車両の通行に配慮しなければならない。																									
(8) 上水対策	1号・2号幹線水路では上水及びかんがい用水のために常時通水しており、水路内の利用に配慮しなければならない。なお、本工事の施工期間中は、仮廻し水路等により通水するものとする。																									
(9) 関連する工事	本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡・協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。																									
	<table><tr><th>工事名</th><th>工期</th><th>調整事項</th></tr><tr><td>東条川二期農業水利事業 幹線水路除塵設備他改修 工事</td><td>令和7年5月29日～ 令和8年3月24日</td><td>除塵設備・水門設備設置、施 工ヤード、工程調整</td></tr></table>	工事名	工期	調整事項	東条川二期農業水利事業 幹線水路除塵設備他改修 工事	令和7年5月29日～ 令和8年3月24日	除塵設備・水門設備設置、施 工ヤード、工程調整																			
工事名	工期	調整事項																								
東条川二期農業水利事業 幹線水路除塵設備他改修 工事	令和7年5月29日～ 令和8年3月24日	除塵設備・水門設備設置、施 工ヤード、工程調整																								
第5章 指定仮設																										
1. 資材仮置場等	1) 受注者は、別添図面に示す仮設ヤードにおいて、資材仮置場を設置するものとする。 2) 資材仮置場の設置撤去に当たり、受注者の責に起因する既設構造物の沈下、破損等が生じた場合は、受注者の責により原形復旧を行うものとする。また、工事期間中、資材仮置場等について、受注者が適正な管理を行うものとする。 3) 受注者は、図面に基づき、仮設ヤード等を整備しなくてはならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなくてはならない。 4) 工事用地、工事用道路等について、工事期間中の補修、維持管理は受注者の責任において実施しなければならない。																									
2. 用水供給対応	1) 本工事施工期間中、加東市上水の原水を安政池から県営嬉野線水路へ、小野市上水の原水を安政池から3号幹線水路へ揚水するものとする。 安政池：兵庫県加東市松沢 2) 用水供給期間は、令和7年10月6日～令和8年3月20日までを予定しているが、安政池の貯水状況、関連工事等の進捗状況により変更する場合がある。 3) 現場条件 ①用水補給に使用する電気設備は、特別仕様書第8章による。 ②受注者は、本工事の実施にあたって、上水供給事業者である加東市浄水場など関係機関との調整行為が発生した場合、監督職員と協議するものとする。 ③用水供給に伴う設備は設計図面の配置を想定している。 4) 本工事で実施する用水補給は下記により行うものとする。 ①揚水するために必要な設備、資材は下記のとおり想定している。また、支給品として特別仕様書第7章の資材を利用することができる。なお、接続材について不足する場合は、監督職員と協議するものとする。																									
	<table><tr><th>種別・規格</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>引込開閉器盤</td><td>2面</td><td>リース品</td></tr><tr><td>引込柱</td><td>2本</td><td>同上</td></tr><tr><td>引き込み線(600Vキャブタイヤケーブル)</td><td>270m</td><td>同上</td></tr><tr><td>ポンプ分電盤</td><td>4面</td><td>同上</td></tr><tr><td>水中ポンプ(φ200, 15kw, 揚程15m, フロート付き)</td><td>2台</td><td>同上</td></tr><tr><td>水中ポンプ(φ100, 5.5kw, 揚程15m, フロート付き)</td><td>2台</td><td>同上</td></tr><tr><td>キャブタイヤケーブル 600V 22mm2</td><td>50m*2本</td><td>購入品</td></tr></table>	種別・規格	数量	備考	引込開閉器盤	2面	リース品	引込柱	2本	同上	引き込み線(600Vキャブタイヤケーブル)	270m	同上	ポンプ分電盤	4面	同上	水中ポンプ(φ200, 15kw, 揚程15m, フロート付き)	2台	同上	水中ポンプ(φ100, 5.5kw, 揚程15m, フロート付き)	2台	同上	キャブタイヤケーブル 600V 22mm2	50m*2本	購入品	
種別・規格	数量	備考																								
引込開閉器盤	2面	リース品																								
引込柱	2本	同上																								
引き込み線(600Vキャブタイヤケーブル)	270m	同上																								
ポンプ分電盤	4面	同上																								
水中ポンプ(φ200, 15kw, 揚程15m, フロート付き)	2台	同上																								
水中ポンプ(φ100, 5.5kw, 揚程15m, フロート付き)	2台	同上																								
キャブタイヤケーブル 600V 22mm2	50m*2本	購入品																								

項 目	内 容			備考
	サクシオンホース（φ200）		45m	購入品
	サクシオンホース（φ100）		45m	同上
	配管材料（塩ビφ200）、継手		1式	同上
	配管材料（塩ビφ100）、継手		1式	同上
	②用水補給の水位条件及び使用ポンプは下記のとおり想定している。			
	項 目	安政池水位	使用ポンプ	供用期間
	常時満水位	WL. 105. 80m	φ200, 15kw, 揚程 15m*2	R7. 10. 6～
	取水最低水位	WL. 95. 00m	φ100, 5. 5kw, 揚程 15m*2	R8. 3. 20
	5）本工事で実施する用水送水量は、県営嬉野線、3号幹線共に0. 1m3/s程度を想定したポンプ設置計画としているが、水量の調整方法、管理方法については、以下のとおり実施することを想定している。			
	①ため池の貯水状況等により、監督職員から指示を受けてポンプの運転管理を行うこととする。			
②ポンプの運転、停止指示は、平日の8:30～17:15に実施を指示する予定であり、概ね1時間以内に対応できる体制とする。なお、用水供給対応期間中は運転管理を2回/日（朝・夕）行うものとする。				
③配水設備の配管等は善良な管理の元、使用するものとし、設備に異常等が発見された場合は監督職員に報告するものとする。				
④故障等によりポンプが停止した場合、2日以内に代替ポンプを手配し復旧するものとする。				
なお、代替ポンプは支給するキャブタイヤケーブルにより、加工を行っておくこと。				
6）2号幹線水路安政池・嬉野分木工の改築は、用水供給設備設置後でなければ施工できない。				
3. 仮廻し水路	米田分木工の改築は、図面に示す水路を設置後でなければ施工できない。 また、仮廻し水路の施工にあたって、一時的な通水停止等の対応が必要と想定されるため、監督職員と打合せの上、対応を行うものとする。			
4. 仮締切工	図面に示す既設水路の仮締切工について、締切りが困難な場合は、監督職員と協議するものとする。また、工事期間中の点検、補修、維持管理及び施工完了後の撤去は、受注者の責任において実施するものとする。			
5. 仮排水工	仮設ヤード2地点に進入する際に横断する加東市用悪水路の仮廻し排水量は、Qmax=2. 28m3/s以上の通水能力を確保するものとする。			
6. 排水工（湧水処理）	工事現場内における湧水処理は想定していないが、必要な場合は監督職員と協議するものとする。			
第6章 工事用地等				
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地」という。)は図面のとおりである。 仮設ヤード及び仮設進入路の借地契約については、現在地権者と協議中であり、令和7年9月までに契約成立見込みである。 (使用可能期間) 仮設ヤード②北 令和7年10月16日～ 仮設ヤード②南 令和7年9月16日～ 仮設ヤード③ 令和7年11月1日～ 仮設ヤード④ 令和7年10月16日～ ※借地期間は協議中のため、変更となる可能性がある。			

項 目	内 容	備考																					
2. 工事用地等の使用及び返還	発注者が確保を予定している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督員立会いのうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。 また、工事完了後土地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者、受注者及び関係地権者立会いのもとに承諾を得たうえ返還するものとする。																						
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。																						
第7章 支給材料																							
1. 支給材料	支給可能な資材は次のとおりである。 <table><tr><th>種別・規格</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>キャブタイヤケーブル 600V 22mm2</td><td>50m×2 本</td><td></td></tr><tr><td>サクシオンホース（φ200）</td><td>45m</td><td></td></tr><tr><td>サクシオンホース（φ100）</td><td>50m</td><td></td></tr><tr><td>塵芥防護（オイルフェンスφ100）</td><td>20m×2 本</td><td></td></tr><tr><td>サクシオンホース接続材</td><td>1 式</td><td></td></tr></table>	種別・規格	数量	備考	キャブタイヤケーブル 600V 22mm2	50m×2 本		サクシオンホース（φ200）	45m		サクシオンホース（φ100）	50m		塵芥防護（オイルフェンスφ100）	20m×2 本		サクシオンホース接続材	1 式					
種別・規格	数量	備考																					
キャブタイヤケーブル 600V 22mm2	50m×2 本																						
サクシオンホース（φ200）	45m																						
サクシオンホース（φ100）	50m																						
塵芥防護（オイルフェンスφ100）	20m×2 本																						
サクシオンホース接続材	1 式																						
2. 引渡方法等	支給材料の引渡し場所は、安政池（兵庫県加東市松沢）地内及び東条川二期農業水利事業所とし、引渡し時期は監督職員と打合せの上、決定する。 引き渡し場所から施工箇所までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。 支給品撤去後は、引き渡し場所に運搬し、監督職員の立ち合いを受けるものとする。																						
第8章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。																						
第9章 工事用材料																							
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1）砕石材等 クラッシュラン(C-40) JIS A 5001、再生クラッシュラン 2）コンクリート コンクリートはJIS A 5308 レディーミクストコンクリートとし種類は次のとおりとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th><th>水セメント比 W/C(%)</th><th>セメントの種類による記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25 (20)</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>均しコンクリート</td></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25 (20)</td><td>60 以下</td><td>BB</td><td>分土工改修</td></tr></table> ※粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。 3）鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295、345 JIS G 3112 グレーチング蓋 荷重 3KN/m2 用 H型鋼 JIS G 3192 SN400 等辺山形鋼 JIS G 3192 SN400 4）目地材 伸縮目地材(エラスチックフィラー) 、t=20mm 硬度 25HS 以上 伸縮目地材（エラストイト）t=10mm 5）フェンス ネットフェンス 支柱間隔 2.0m 高さ 1.5m 忍返付 亜鉛メッキ	種 類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C(%)	セメントの種類による記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	均しコンクリート	鉄筋コンクリート	21	12	25 (20)	60 以下	BB	分土工改修	
種 類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C(%)	セメントの種類による記号	使用目的																	
無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	均しコンクリート																	
鉄筋コンクリート	21	12	25 (20)	60 以下	BB	分土工改修																	

項 目	内 容	備考																					
2. 見本又は資料 提出	ネットフェンス 支柱間隔2.0m 高さ1.5m 亜鉛メッキ 転落防止柵 支柱間隔2.0m 高さ1.1m 縦柵 6) 門扉 ネットフェンス 両開き門扉2.0m 180° 開度 高さ1.5m 忍返付 亜鉛メッキ ネットフェンス 片開き門扉1.0m 高さ1.5m 亜鉛メッキ 7) コンクリート二次製品 L型擁壁（プレキャストコンクリート）（嬉野分水工） レジンコンクリート蓋 ネットフェンス用基礎ブロック 8) その他 安政池注水スライドゲート（開閉器含む） 久米川注水ロスライドゲート アスファルト乳剤 JIS K 2208 アスファルト混合物 再生密粒度 As(13)、再生細粒度 As(13) 目地板（ゴム発砲体） FRP 製蓋 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。																						
	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。																						
	<table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>コンクリート</td><td>配合成績書、配合表</td></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績表</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>カタログ、試験成績書、ミルシート</td></tr><tr><td>アスファルト混合物</td><td>事前審査制度認定書又は試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>カタログ又は試験成績書等</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	コンクリート	配合成績書、配合表	石材及び骨材	試験成績表	鋼材	カタログ、試験成績書、ミルシート	アスファルト混合物	事前審査制度認定書又は試験成績書	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	その他主要材料	カタログ又は試験成績書等								
	材 料 名	提 出 物																					
コンクリート	配合成績書、配合表																						
石材及び骨材	試験成績表																						
鋼材	カタログ、試験成績書、ミルシート																						
アスファルト混合物	事前審査制度認定書又は試験成績書																						
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書																						
その他主要材料	カタログ又は試験成績書等																						
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。																						
	<table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>備考</th></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>スランプ、空気量、塩化物含有量</td><td>構造物打設前（1回）</td></tr><tr><td>アンカーボルト</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr><tr><td>セメント</td><td>空袋数量</td><td>施工完了後に空袋確認</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	備考	生コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量	構造物打設前（1回）	アンカーボルト	外観・寸法	搬入時 抽出検査	鋼材	外観・寸法	搬入時 抽出検査	セメント	空袋数量	施工完了後に空袋確認	コンクリート二次製品	外観・寸法	搬入時 抽出検査	その他主要材料	外観・寸法	搬入時 抽出検査	
材料名	検査・試験項目	備考																					
生コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量	構造物打設前（1回）																					
アンカーボルト	外観・寸法	搬入時 抽出検査																					
鋼材	外観・寸法	搬入時 抽出検査																					
セメント	空袋数量	施工完了後に空袋確認																					
コンクリート二次製品	外観・寸法	搬入時 抽出検査																					
その他主要材料	外観・寸法	搬入時 抽出検査																					
第10章 施工																							
1. 一般事項																							
（1）水準点等	本工事の水準点及び基準点は、図面に示すとおりである。																						

項 目	内 容			備考																																			
(2) 検測又は確認(施工段階確認)	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。																																						
	2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。																																						
	<table><tr><th colspan="2">工 種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>備考</th></tr><tr><td colspan="2">掘削</td><td>床付け状況、基準高</td><td>初期床付け完了段階</td><td></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="3">鉄筋組立</td><td>かぶり、中心間隔</td><td>構造変更毎</td><td></td></tr><tr><td>鉄筋アンカー削孔長、定着長</td><td>初期施工完了時</td><td></td></tr><tr><td>鉄筋アンカー引張試験</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">地盤改良</td><td>改良深、改良幅</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">指定仮設</td><td>共通</td><td>高さ、幅、長さ、深さ、厚み等</td><td>設置完了時点で各工種代表1箇所</td><td></td></tr><tr><td>仮設道路</td><td>延長、幅</td><td>設置完了時点で1箇所</td><td></td></tr></table>				工 種		確認内容	確認時期	備考	掘削		床付け状況、基準高	初期床付け完了段階		鉄筋組立		かぶり、中心間隔	構造変更毎		鉄筋アンカー削孔長、定着長	初期施工完了時		鉄筋アンカー引張試験	初期施工段階で1箇所		地盤改良		改良深、改良幅	初期施工段階で1箇所		指定仮設	共通	高さ、幅、長さ、深さ、厚み等	設置完了時点で各工種代表1箇所		仮設道路	延長、幅	設置完了時点で1箇所	
	工 種		確認内容	確認時期	備考																																		
	掘削		床付け状況、基準高	初期床付け完了段階																																			
	鉄筋組立		かぶり、中心間隔	構造変更毎																																			
			鉄筋アンカー削孔長、定着長	初期施工完了時																																			
			鉄筋アンカー引張試験	初期施工段階で1箇所																																			
	地盤改良		改良深、改良幅	初期施工段階で1箇所																																			
	指定仮設	共通	高さ、幅、長さ、深さ、厚み等	設置完了時点で各工種代表1箇所																																			
仮設道路		延長、幅	設置完了時点で1箇所																																				
(3) 中間技術検査	1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。																																						
	2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。																																						
	3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。																																						
	4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。																																						
	5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。																																						
(4) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。																																						
2. 再生資源等の利用	1) 再生資材の利用 受注者は次に示す再生資材を利用しなければならない。																																						
	<table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度ϕスコン(13) 再生細粒度ϕスコン(13)</td><td>使用箇所：舗装復旧</td></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>使用箇所：図示の通り</td></tr></table>				資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度 ϕ スコン(13) 再生細粒度 ϕ スコン(13)	使用箇所：舗装復旧	再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所：図示の通り																										
資 材 名	規 格	備 考																																					
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度 ϕ スコン(13) 再生細粒度 ϕ スコン(13)	使用箇所：舗装復旧																																					
再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所：図示の通り																																					
3. 建設資材廃棄物等の搬出	1) 建設資材廃棄物等の搬出																																						
	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。																																						
	【米田分木工】																																						
	<table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>コンクリート殻（有筋）</td><td>大林道路(株)</td><td>加東市天神字北山 1228 番地 39</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化施設</td></tr><tr><td>廃プラスチック類</td><td>(株)環境保全センター</td><td>神戸市西区神出町東字 座頭谷 1227-1</td><td>8:30～ 16:30</td><td>再資源化施設</td></tr></table>				建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	コンクリート殻（有筋）	大林道路(株)	加東市天神字北山 1228 番地 39	8:00～ 17:00	再資源化施設	廃プラスチック類	(株)環境保全センター	神戸市西区神出町東字 座頭谷 1227-1	8:30～ 16:30	再資源化施設																				
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																																			
コンクリート殻（有筋）	大林道路(株)	加東市天神字北山 1228 番地 39	8:00～ 17:00	再資源化施設																																			
廃プラスチック類	(株)環境保全センター	神戸市西区神出町東字 座頭谷 1227-1	8:30～ 16:30	再資源化施設																																			

項 目	内 容					備考
4. 特定建設資材の分別解体等	建設発生土 (砂質土・礫質土)	ハットリ(株)	加東市平木字御獄山 1310-1	8:30～ 16:30		
	【安政池・嬉野分木工】					
	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	
	コンクリート殻（有筋）	三幸開発(株)	小野市下来在町字知子 谷 667 番地の 8	8:00～ 17:00	再資源化施設	
	二次製品	三幸開発(株)	小野市下来在町字知子 谷 667 番地の 8	8:00～ 17:00	再資源化施設	
	廃プラスチック類	(株)環境保全セ ンター	神戸市西区神出町東字 座頭谷 1227-1	8:30～ 16:30	再資源化施設	
	建設発生土 (砂質土・礫質土)	ハットリ(株)	加東市平木字御獄山 1310-1	8:30～ 16:30		
	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。					
	工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法		
		①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
②土工		土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用			
③基礎		基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			
④本体構造		本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			
⑤本体付属品		本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			
5. 塗装施設の調 査	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用			
	本工事で撤去対象とする施設（上久米除塵機、嬉野除塵機、米田分水ゲート、嬉野分水ゲート、安政池注水ゲート）について、撤去作業前に既設塗料の鉛、六価クロムの含有濃度調査を行うものとする。なお、調査にかかる費用は契約変更により対応する。また、含有基準値を超過する場合は、監督職員と協議する。					
6. 準備工	1）本工事の施工に先立ち、施工区間の草刈り等実施しなければならない。 2）耕地面、路面及び既設構造物で、原形復旧を要するものは、従前と事後の形状・延長・標高等の原形復旧に要する事項を測定し、監督職員に報告するものとする。					
7. 耕地工	本工事で表土はぎは実施しないが、工事で使用した耕地の復旧に当たっては、圧密・沈下していることが予想されるため、設置した工事用道路盛土、仮設備等の仮設物を撤去した後、復旧作業を行うものとする。また、土木安定シート施工前の耕地状況を写真等で整理を行うものとする。					
8. 土工 (1) 掘削	1）掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するものとする。掘削土等が埋戻し材として流用出来ないと判断される場合は監督職員と協議するものとする。 2）掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 3）法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。					
(2) 埋戻し及び	1）埋戻し及び盛土材料は、最大粒径 40mm 以下の良質土を使用するものとし、腐植土及び草木等					

項 目	内 容	備考																				
盛土	を含む表土を使用してはならない。掘削土は、盛土及び埋戻に流用するものとするが、掘削土が埋戻し材として流用出来ないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。なお、掘削土について、監督職員が指示する土質試験（締固め試験、密度試験、含水比試験、粒度試験）を行った上で、その結果を監督職員に報告するものとし、埋戻し材としての適否を判断するものとする。なお、流用土として利用する土砂は現地盤と混じらないように仮置きするものとする。 2) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚が 30cm 以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。																					
9. 地盤改良基礎工	1) 改良材投入量は、着工前に現地土による室内配合試験を行い監督職員の承諾を得るものとする。なお、設計時の強度及び添加量は以下の配合を想定しているが、試験結果により、添加量の変更が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>施工範囲</th><th>室内目標強度</th><th>添加量</th><th>固化材種類</th></tr><tr><td>安政池・嬉野分水土工基礎部</td><td>420 KN/m²</td><td>100 kg/m³</td><td>セメント系/一般軟弱土用</td></tr><tr><td>同上L型擁壁基礎部②～⑤</td><td>600 KN/m²</td><td>100 kg/m³</td><td>同上</td></tr><tr><td>同上L型擁壁基礎部①⑥～⑧</td><td>480 KN/m²</td><td>100 kg/m³</td><td>同上</td></tr><tr><td>同上L型擁壁基礎部⑨⑩</td><td>300 KN/m²</td><td>100 kg/m³</td><td>同上</td></tr></table> 2) 改良材の混合は、バックホウ又はこれと同等の混合能力をもつ機種により、所定の深さまで改良土が均一になるまで入念に行うものとする。 改良の確認は、混合深さ、混合状況の良否について行うものとし、混合にむらが生じている場合は再度混合を行い均一化を図るものとする。	施工範囲	室内目標強度	添加量	固化材種類	安政池・嬉野分水土工基礎部	420 KN/m ²	100 kg/m ³	セメント系/一般軟弱土用	同上L型擁壁基礎部②～⑤	600 KN/m ²	100 kg/m ³	同上	同上L型擁壁基礎部①⑥～⑧	480 KN/m ²	100 kg/m ³	同上	同上L型擁壁基礎部⑨⑩	300 KN/m ²	100 kg/m ³	同上	
施工範囲	室内目標強度	添加量	固化材種類																			
安政池・嬉野分水土工基礎部	420 KN/m ²	100 kg/m ³	セメント系/一般軟弱土用																			
同上L型擁壁基礎部②～⑤	600 KN/m ²	100 kg/m ³	同上																			
同上L型擁壁基礎部①⑥～⑧	480 KN/m ²	100 kg/m ³	同上																			
同上L型擁壁基礎部⑨⑩	300 KN/m ²	100 kg/m ³	同上																			
10. 置換基礎工	米田分水土工基礎部は図面にに基づき再生砕石により、基礎地盤を置換えるものとする。置換範囲の底版部の基礎地盤について、監督職員の確認を行うものとする。 置換え基礎工についても、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行うものとする。																					
11. 路盤工	路盤は、路盤材を均一に敷均し、施工条件に合った機械により、施工管理基準別表第 3 品質管理 2. 土質関係の道路工 (2) 下層路盤工の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。																					
12. コンクリート舗装工	コンクリート舗装は、路盤紙を敷設し、バイブレーター等で十分締固めた後養生しなければならない。なお、舗装表面は、ほうき目仕上げとする。 コンクリート舗装に当たり、延長10mに 1 箇所の割合で目地を設けるものとする。																					
13. 基礎工 (管体基礎工)	1) 基礎材は、スリーングスを使用するものとする。 2) 掘削の仕上げに当たっては、特に基礎面の攪乱による基床の緩みが生じて管を部分的に支えることのないよう十分留意して所定の標高に仕上げるものとする。 3) 基床部及び管測部の締固めは、一層仕上がり厚さ30cm以下となるようまき出し、最大乾燥密度の90%以上となるよう締固めを行わなければならない。 なお、管測部の締固めは施工条件に合った小型締固め機械により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。																					
14. 原型復旧工	1) 既設構造物のうち、原形復旧する構造物について、既設位置及び寸法を座標及び写真等で記録するものとする。 2) 設計図書に明示されていない既設構造物が発見された場合は、撤去する前に監督職員と協議を行うものとする。なお、必要に応じて撤去復旧を追加する場合がある。																					
15. 現場発成品	本工事によって発生する鋼材等の現場発成品については、重量を計測した上で現場発生材報告書を作成し提出するとともに、別途監督員が指示する場所集積し確認を受けるものとする。																					

項 目	内 容		備考												
第11章 施工管理	運搬先：近畿農政局鴨川・大川瀬ダム管理所（兵庫県三田市大川瀬荒神釜1457-32）														
	1. 主任技術者等の資格	主任技術者等の資格は、入札説明書によるものとする。													
	2. 施工管理														
	（1）工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。													
	（2）施工管理の追加項目	施工管理に定めのない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。													
	1）地盤改良工														
	①出来形・品質管理														
	<table><tr><td>工種</td><td>測定項目</td><td>規格値</td><td>測定基準</td></tr><tr><td>地盤改良</td><td>改良深さ、幅</td><td>設計値以上</td><td>200m2 に1回測定、 200m2 未満は2回測定</td></tr><tr><td>地盤改良</td><td>地耐力 （コーン貫入試験）</td><td>設計値以上</td><td>改良土量200m2 に1回測定</td></tr></table>			工種	測定項目	規格値	測定基準	地盤改良	改良深さ、幅	設計値以上	200m2 に1回測定、 200m2 未満は2回測定	地盤改良	地耐力 （コーン貫入試験）	設計値以上	改良土量200m2 に1回測定
	工種	測定項目	規格値	測定基準											
	地盤改良	改良深さ、幅	設計値以上	200m2 に1回測定、 200m2 未満は2回測定											
地盤改良	地耐力 （コーン貫入試験）	設計値以上	改良土量200m2 に1回測定												
②撮影記録による出来形管理															
<table><tr><td>工種</td><td>測定箇所</td><td>撮影基準</td><td>備考</td></tr><tr><td>地盤改良</td><td>改良深さ、幅</td><td>200m2 に1回測定、 200m2 未満は2回測定</td><td></td></tr></table>			工種	測定箇所	撮影基準	備考	地盤改良	改良深さ、幅	200m2 に1回測定、 200m2 未満は2回測定						
工種	測定箇所	撮影基準	備考												
地盤改良	改良深さ、幅	200m2 に1回測定、 200m2 未満は2回測定													
③品質管理															
<table><tr><td>工種</td><td>試験 （測定） 項目</td><td>試験 方法</td><td>規格値</td><td>試験（測定）基準</td></tr><tr><td>地盤改良</td><td>圧縮強度 （材齢28日）</td><td>圧縮強度試験</td><td>設計基準強度以上</td><td></td></tr></table>			工種	試験 （測定） 項目	試験 方法	規格値	試験（測定）基準	地盤改良	圧縮強度 （材齢28日）	圧縮強度試験	設計基準強度以上				
工種	試験 （測定） 項目	試験 方法	規格値	試験（測定）基準											
地盤改良	圧縮強度 （材齢28日）	圧縮強度試験	設計基準強度以上												
3. 六価クロム溶出試験	本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。 また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。														
第12章 条件変更の補足	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1）土質、地質 2）転石の出現 3）湧水の出現 4）予想し得なかった騒音規制、交通規制 5）第三者による事業の妨害等の発生 6）地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 7）関係機関との協議 8）その他監督職員が認めた事項														
第13章 公共事業	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必														

項 目	内 容	備考
関係調査に関する協力	要な協力を行わなければならない。	
第14章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1) 工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副2部	
2. 建設副産物情報交換システムの利用	本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	
3. 施工箇所が点在する工事の適用	1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『①米田分木工、②安政池・嬉野分木工 (以下「工事箇所」という)』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。 2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。 なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(施工地域による補正等)については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。 3) 本工事については、「総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式について)」の対象外である。	
4. 週休2日による施工	1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。 月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、ここでいう対象期間及び現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、	

項 目	内 容	備考																								
第15章 定めなき事項	受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。																									
	⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。																									
	4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。																									
	5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。																									
	① 補正係数																									
	<table><tr><td></td><td>週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)</td><td>月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr></table>		週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05													
		週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)																							
	労務費	1.02	1.02																							
	共通仮設費（率分）	1.05	1.04																							
	現場管理費（率分）	1.06	1.05																							
	② 補正方法																									
	当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。																									
	また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。																									
	6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。																									
	<table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">補正係数</th></tr><tr><th>月単位</th><th>週単位</th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>防護柵設置工（横断・転落防止柵）</td><td>設置</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>排水構造物工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>人力</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr></table>	名称	区分	補正係数		月単位	週単位	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	排水構造物工		1.02	1.02	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	人力	1.02	1.02
名称	区分			補正係数																						
		月単位	週単位																							
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02																							
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02																							
排水構造物工		1.02	1.02																							
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01																							
	人力	1.02	1.02																							
	この特別仕様書に定めなき事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。																									